

令和7年度指定障害福祉サービス 事業者等集団指導

水戸市福祉部福祉指導課
指導第1係

令和7年度指定障害福祉サービス 事業者等集団指導の実施内容

(動画による説明)

☆本動画で解説

- 1 運営指導における指摘事項について
(抜粋版)

☆別動画で解説

- 2 令和7年度から国の制度改正により義務化されたもの
- 3 提出が必要な届出等について
- 4 地域生活支援拠点等の整備について

令和7年度指定障害福祉サービス 事業者等集団指導の実施内容

(資料掲載)

- 1 令和7年度 運営指導における指摘事項について
(全体版)
- 2 個別支援計画の作成について【訪問系サービス】
- 3 個別支援計画の作成について【訪問系・相談支援を
除く】
- 4 サービス等利用計画の作成及び給付費の請求につ
いて

1 運営指導における指摘事項について(抜粋版)

令和7年1月～12月の運営指導の概要

サービス種別	運営指導 件数	サービス種別	運営指導 件数	サービス種別	運営指導 件数
居宅介護	9	就労移行支援	13	地域定着支援	2
重度訪問介護	7	就労継続支援A 型	11	計画相談支援	8
同行援護	5	就労継続支援B 型	23	児童発達支援	13
行動援護	3	就労定着支援	2	放課後等デイ サービス	27
生活介護	13	共同生活援助	14	保育所等訪問 支援	4
短期入所	8	施設入所支援	5	障害児相談支 援	7
自立訓練 (生活訓練)	2	地域移行支援	2	合計	178

指摘事項の解説(抜粋)

2 運営基準

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	対象サービス
工賃・賃金の支払等	10	生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額の算出の根拠が明確でなかったため、適正に算出の上、利用者に賃金を支払うこと。	生介（生産活動を実施する場合）、移行、A型、B型については、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額を工賃又は賃金として利用者に支払うことを原則とし、目的なく積み立てることや他事業に流用することはできない。	生介（生産活動を行う場合のみ）、移行、選択、A型、B型
	11	利用者に支払う工賃は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となるようにすること。	ただし、継続的な事業の運営のために収益から一定の条件の下に「工賃変動積立金」、「設備等整備積立金」を積み立てることは可能である。具体的な取扱は、令和3年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業で作成された「 <u>就労支援事業会計の運用ガイドライン</u> 」を参照すること。	

指摘事項の解説(抜粋)

2 運営基準

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	対象サービス
定員の遵守	22	災害その他のやむを得ない事情がない限り，利用定員を超えてサービスの提供を行わないこと。	<p>サービス提供の際は，「災害，虐待その他のやむを得ない事情」がある場合を除き，利用者の数が定員を超えてはならない。</p> <p>なお，「定員の超過が見られるが定員超過減算には該当しない」場合も，運営基準上の定員の遵守に抵触するため，恒常的に定員を超過している場合には，定員を超える利用者の受入れは行わない，又は定員を変更する等の措置を行うこと。</p>	定員の規定がないサービスを除く全サービス

指摘事項の解説(抜粋)

2 運営基準

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	対象サービス
安全計画の策定等	24	<p>障害児の安全の確保を図るため、安全計画を作成し、安全計画に従い以下の措置を講ずること。</p> <p>(1) 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、上記の研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(2) 障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。</p>	<p>障害児通所支援事業所では、利用児の安全確保を図るため、安全計画を策定し、必要な措置を講じる必要がある。</p> <p>安全計画の策定等に当たっては、こども家庭庁が発出した以下の通知を参考にすること。</p> <p>(通知名) 障害児支援の安全管理について (令和6年7月4日こ支障第169号こども家庭庁支援局長通知)</p>	児発，放デイ，保訪

指摘事項の解説(抜粋)

2 運営基準

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	対象サービス
衛生管理等	25	<p>感染対策委員会はおおむね3か月に1回以上開催し、開催したことがわかるように記録を整備すること。</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に基づき、従業員に対し、年2回以上研修を実施するとともに、その内容を記録すること。</p> <p>また、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、年2回以上、訓練を実施すること。</p>	<p>①感染症対策委員会はおおむね3月に1回以上開催すること。 (訪問系サービス、相談系サービス、就労定着支援はおおむね6月に1回以上)</p> <p>②指針には、以下の内容を規定すること。 ・平常時の対策 ・発生時の対応</p> <p>③研修及び訓練は年2回以上実施すること。(訪問系サービス、相談系サービス、就労定着支援は年1回以上)</p>	全サービス

指摘事項の解説(抜粋)

3 計画

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	対象サービス
個別支援計画作成の基本事項	3	サービス利用開始時には、速やかに個別支援計画作成すること。なお、個別支援計画未作成に該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月までは、個別支援計画未作成減算が適用される。	<p>障害福祉サービス等は個別支援計画に基づいてサービスを提供する必要があるため、契約締結後、遅滞なく個別支援計画作成する必要がある。</p> <p>また、個別支援計画はサービス提供場面等でのアセスメントを基に作成する必要があることから、当初の個別支援計画は契約締結後1か月以内に作成することを基本とする。</p> <p>なお、1か月以上作成していない場合、作成された月まで個別支援計画未策定減算が適用される。(訪問系サービスを除く。)</p>	全サービス(個別支援計画の作成が不要なサービスを除く)

指摘事項の解説(抜粋)

3 計画

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	対象サービス
継続サービス利用支援	23	モニタリングは市町村が支給決定の際に、利用者等に対して通知するモニタリングの期間ごとに実施すること。また、モニタリングの結果を記録すること。	相談支援専門員は、支給決定市町村が必要と認めるモニタリング期間ごとにモニタリングを実施し、その結果について記録すること。	計画相談・児相談

指摘事項の解説(抜粋)

3 計画

各サービスの計画作成の注意事項について、別に資料として掲載しています。

- ◆ 個別支援計画作成について【訪問系サービス】
- ◆ 個別支援計画作成について【訪問系・相談支援を除く】
- ◆ サービス等利用計画の作成及び給付費の請求について

指摘事項の解説(抜粋)

4 報酬・加算

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	対象サービス
生活介護 サービス費	2	生活介護サービス費の算定に当たり、生活介護計画に位置付けたサービス提供に要する標準的な時間とは異なる時間区分で報酬を算定している事例があった。	<p>生活介護サービス費の所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に定めたサービス提供に要する標準的な時間に基づいて算定すること。</p> <p>ただし、居宅において利用者へ介護を行う者等の就業その他の理由により、日常生活上の世話をを行うために、計画に位置付けられた標準的な時間よりも長くサービスを提供した場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えない。その事情は記録に残しておくこと。</p>	生介

指摘事項の解説(抜粋)

4 報酬・加算

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	対象サービス
欠席時対応加算	6	通所の見込みのない利用者に対して、事業所が連絡をした際に欠席時対応加算を算定する事例があった。	欠席時対応加算については、あらかじめ当該事業所の利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合において、連絡調整その他の相談援助を行う場合に算定できるものである。	生介, 自訓, 移行, 選択, A型, B型, 児発, 放デイ

指摘事項の解説(抜粋)

4 報酬・加算

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	対象サービス
夜間支援等 体制加算	12	夜間支援等体制加算Ⅰの算定について、夜間支援を行う利用者数（夜間支援対象利用者数）の算出にあたって、前年度の平均を用いていない事例があった。	夜間支援等体制加算Ⅰ，Ⅱ，Ⅳ～Ⅵについては，1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者数に応じて加算額を算定する。 この場合の夜間支援対象利用者数はその夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし，その利用者総数は現に入居している利用者数ではなく，前年度の平均利用者数によること。	GH

最後に・・・

御清聴ありがとうございました